

愛媛労働局発表  
平成30年10月30日

【照会先】

愛媛労働局労働基準部監督課  
監督課長 浅山 辰哉  
監察監督官 三浦 弘之  
電話 089(935)5203 内線 451・452

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です ～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

愛媛労働局では、月間中に、県民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するほか、「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導などを実施します。

### 【愛媛労働局における取組の概要】

#### 1 県民への周知・啓発

「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（無料でどなたでも参加可）【リーフレット参照】

日 時 11月13日（火） 18:00～19:30（受付17:30～）  
場 所 松山市文京町3番 愛媛大学グリーンホール  
問合先（委託先） 株式会社プロセスユニーク 電話0120-053-006

#### 2 過重労働解消キャンペーン【リーフレット参照】

##### ① 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、愛媛県内の使用者団体や労働組合に対し、愛媛労働局長名による協力要請を行いました。

##### ② 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

愛媛労働局長が、長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業を訪問して、働き方改革の取組状況や今後の方針について意見交換を行い、その内容を広く広報することにより紹介します。

訪問及び意見交換は公開いたしますので、取材については前日までにご連絡ください。

日 時 11月15日（木） 14:00～15:00（予定）  
企業名 株式会社あわしま堂 本社（八幡浜市保内町川之石1-237-53）

※ 直近に番町記者クラブへの投げ込みにて広報させていただきます。

##### ③ 重点監督を実施します

長時間の過重な労働による過労死などに関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

##### ④ 電話相談を実施します

「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時：11月4日（日） 9:00～17:00  
フリーダイヤル：0120-794-713  
なくしましょう 長い残業